

昭和 35 年 8 月 1 日 制 定

(千葉県知事認可)

昭和 35 年 8 月 1 日 実 施

令和 2 年 3 月 16 日 最新改正

(文部科学大臣認可)

学校法人君津学園寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人君津学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を千葉県木更津市東太田 3 丁目 4 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学園の教育理念とする真心教育の精神に基づき学校教育を行い、国家社会に有為なる人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 清和大学法学部法律学科
- (2) 清和大学短期大学部（こども学科）
- (3) 木更津総合高等学校（全日制課程）普通科
- (4) 市原中央高等学校（全日制課程）普通科
- (5) 清和大学附属八重原幼稚園
- (6) 清和大学附属畑沢幼稚園
- (7) 清和大学附属金田幼稚園

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 7 人（内理事長 1 名、副理事長 1 名）
 - (2) 監 事 2 人
2. 第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する理事を兼務する場合は、理事総数より 1 名減ずるものとする。
3. 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任ずる。理事長の職を解任するときも、同様とする。

4. 副理事長は、理事会の議を経て理事長が指名する。

(理事会)

第6条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
5. 理事会を招集するには、各理事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
7. 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
9. 前項及び第10条第4項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
10. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、その会議を開き議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
11. 前項の場合において理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
12. 理事会の議事は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
13. 前項の場合には議長は理事として議決に加わることはできない。
14. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(理事長の職務)

第6条の2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第6条の3 副理事長は、理事長を補佐し、担当業務を処理する。

(業務の決定の委任)

第6条の4 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第6条の5 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事の代表権の制限)

第7条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第8条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2. 理事長、副理事長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順位に従い、他の理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の選任)

第9条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 清和大学の学長
 - (2) 清和大学短期大学部の学長
 - (3) 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者3人
 - (4) この法人に功労のあった者又は学識経験者のうちから前各号に規定する理事の過半数以上をもって選任された者2人
2. 前項第1号から第3号までの規定による理事は、学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第10条 監事は、理事及びこの法人の職員（この法人の設置する学校の学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
3. 監事は私立学校法第37条第3項に規定する次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 同条第3項第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財

産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(6) 前号報告をするために必要あるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

4. 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第11条 役員(第9条第1項第1号及び第2号の規定による理事を除く。この条中以下同じ。)の任期は4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員はその任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務(理事長又は副理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第12条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第13条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2. 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は17人以上22人以内の評議員をもって組織する。
3. 第16条第1項第1号から第5号までに規定する評議員がこれらのいずれかを兼務する場合は、前項の評議員の総数から兼務に相当する人数を減ずるものとする。
4. 評議員会は理事長が招集する。
5. 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
6. 評議員の会議は定例会及び臨時会とする。
7. 定例会は毎年3月及び5月とする。
8. 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
9. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
10. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
11. 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。ただし、第15項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
12. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
13. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
14. 議長は、評議員として議決に加わることができない。
15. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第14条の2 第6条の5第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第15条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の

処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項

- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第15条の2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第16条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 清和大学の学長
- (2) 清和大学短期大学部の学長
- (3) 清和大学の法学部長
- (4) 清和大学の教学部長
- (5) 木更津総合高等学校の校長
- (6) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。この条中以下同じ）のうちから理事会において選任された者1人以上2人以内
- (7) 理事のうちから理事会において選任された者2人以上3人以内
- (8) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者のうちから理事会において選任された者4人以上5人以内
- (9) この法人の設置する学校の在学者の父兄若しくは保護者のうちから理事会において選任された者2人以上3人以内
- (10) この法人に関係ある学識経験者及び功労者で前各号に規定する評議員の過半数以上をもって選任された者3人以上4人以内

2. 前項第1号から第7号まで及び第9号の規定による評議員は、この法人の設置する学校の学長、校長、及びこの法人の職員、理事がその地位を退いたとき又は父兄若しくは保護者の子弟がこの法人の設置する学校の学籍を卒業等により失ったときは評議員の職を失うものとする。

（任 期）

第17条 評議員（前条第1項第1号から第5号までの規定による評議員を除く。この条中以下同じ。）の任期は4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2. 評議員は再任されることができる。
3. 評議員はその任期満了後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第18条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2. 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 顧問

(顧問)

第19条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は理事会の議決によって理事長がこれを委嘱する。
3. 顧問はこの法人の設置する学校の経営に関する業務について重要事項の諮問に応ずる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第20条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第22条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第23条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、

又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第24条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第25条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2. この法人の会計は、学校経営に関する会計（以下「学校会計」という。）とする。
3. この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第26条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内を原則として理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第27条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告並びに資産総額の変更登記)

第28条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
3. 学校会計の決算上、剰余金を生じたときはその一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。
4. この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第29条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第29条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第29条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 解 散

(解 散)

第30条 この法人は次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第31条 この法人が解散した場合（合併または破産による解散を除く。）における残余財産は、解散したときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決によって選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第32条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第34条 この法人は第29条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置おかなければならない。

- (1) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (2) 役員及び評議員の履歴書
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は君津学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第36条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第37条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第38条 理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事 (理事長)	真板 益 夫
理 事	鳥海 誠
理 事	三平 良
理 事	浪久英寿
理 事	山崎ふさ
理 事	鳥海才平
理 事	鈴木 荘三

2. この法人は財団法人君津学園の清算の目的の範囲内において、その権利義務を承継する

附 則

この寄附行為は昭和35年8月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和42年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和43年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和46年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和48年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和49年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和51年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和52年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和53年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和55年2月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和58年3月7日より施行する。

附 則

この寄附行為は平成2年1月19日より施行する。

附 則

この寄附行為は平成5年12月21日より施行する。

附 則

この寄附行為は平成15年3月12日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成18年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成26年3月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成26年4月1日から施行する

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(平成27年2月25日)から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(平成30年3月23日)から施行する。

附 則

この寄附行為は平成30年4月1日から施行する。

(清和大学短期大学部児童総合学科の存続に関する経過措置)

清和大学短期大学部児童総合学科は、改正後の寄附行為第4条第2項の規定にかかわらず平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。